

令和2年6月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年6月12日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 委員会室
開 会 日 時	令和2年6月12日(金) 午前9時04分
閉 会 日 時	令和2年6月12日(金) 午前11時23分
委 員 長	金 澤 孝太郎
委員会出席委員	
委 員 長	金 澤 孝太郎
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 潮 田 幸 子 加 藤 英 樹
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 7 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 4 8 号	鴻巣市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	根岸 孝行	財務部長	田口 義久
市長政策室副室長	佐々木紀演	財務部副部長	岩間 則夫
市長政策室参事兼 総合政策課長	武田 昌行	財政課長	鈴木 誠司
秘書課長	小林 勝	財務部参事兼 資産管理課長	五十嵐 剛
(総務部)		資産管理課副参事	秋元 宏康
総務部長	榎本 智	資産管理課副参事	山岸 晃
総務部副部長	藤崎 秀也	財務部参事兼税務課長	谷 広明
総務課長	國島 清文	財務部副部長兼 収税対策課長	関根 則男
職員課長	関根 正		
契約検査課長	堀 岳夫	会計管理者	大塚 泰史
情報システム課長	野口 高志	参事兼会計課長	高子 英江
やさしさ支援課長	小川 裕子	監査委員事務局長	関根 和俊
		吹上支所長	細野 兼弘
		川里支所長	山縣 一公
		書 記	森田 慎三
		書 記	小野田直人

(開会 午前9時04分)

(委員長) それでは、ただいまから令和2年6月鴻巣市議会、政策総務常任委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第47号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第48号 鴻巣市都市計画税条例の一部を改正する条例、議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

それでは、これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。審査は全て議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。委員の皆様には円滑な議事進行についてご協力をよろしくお願いしたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、財務部に所属する執行部以外の方は退席をお願いいたします。

それでは初めに、議案第47号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(財務部参事兼税務課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第47号の鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案第47号は鴻巣市税条例等の一部を改正する条例ですが、これは令和2年3月31日及び令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。主な内容ですが、個人市民税では、全てのひとり親に対し公平な税制を実現するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする

子を有する単身者については、同一のひとり親控除を適用するとともに、これに伴い個人市民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及びそれに該当しない寡婦を対象とするとするほか、低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる課税の特例を設けるものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響に対する措置として、政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術、スポーツに関わる一定のイベントなどを中止した主催者に対して観客などが入場料の払戻請求権を放棄した場合には、20万円を上限とし、当該放棄した金額について寄附金控除の対象とする特例を設けるとともに、住宅借入金等特別控除について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延により、13年間の控除を受けるための期限である令和2年12月31日までに入居することができなかつた場合についても、一定の要件を満たすときは住宅借入金等特別控除が受けられる適用要件を弾力化するものです。固定資産税では、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなし、課税することができることとするとともに、登記簿などに所有者として登記などがされている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする規定を加えるものです。

軽自動車税では、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とするものです。

市たばこ税では、国のたばこ税と同様に、軽量の葉巻たばこについて紙たばこと同等な税負担となるよう、2回に分け段階的に引上げを行うもので、本年10月に0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算し、令和3年10月には1グラム未満の葉巻たばこを1本の紙たばこに換算するものです。

なお、個人住民税に関しては令和3年1月1日から、固定資産税、軽自動車税に関しては公布の日から、市たばこ税に関しては令和2年10月1日、令和3年10月1日からの施行としております。

以上、議案第47号につきましてご説明申し上げました。どうか慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) それでは、議案第47号、固定資産税と個人市民税それぞれ、先にまず固定資産税のほうからお伺いしたいと思います。

54条のところで、所有者不明の土地は市内にどの程度あり、今まで固定資産税はどのような状態にあったのか、その面積、市街化区域、市街化調整区域、それぞれで課税額にするとどのくらいの金額になるのかをまずお伺いしたいと思います。

(財務部参事兼税務課長) お答えさせていただきます。

所有者の土地にどの程度固定資産税の面積、不明な面積があるかということですが、土地につきましては75筆、家屋が24棟、面積3万5,241.01平方メートルになります。こちらは、市街化と調整区域を合わせた面積となっております。その内訳としまして、市街化区域につきましては土地30筆、家屋12棟、面積1万541.88平方メートル。

次に、調整区域になりますが、土地が46筆、家屋が9棟、面積が2万4,699.13平方メートルとなっております。

以上です。

(潮田) すみません、今、金額のところは。

(財務部参事兼税務課長) 失礼いたしました。市街化調整区域と市街化区域の合計の金額になりますが、固定資産税で397万71円になります。都市計画税につきましては60万126円。内訳といたしまして、市街化区域、固定資産税が364万8,840円、都市計画税が60万126円。調整区域につきましては、固定資産税32万1,231円となっております。調整区域につきましては、都市計画税は課税されておきませんので、固定資産税となっております。また、金額につきましては、本来は税額は端数が出てこないのですけれども、こちら今回はちょっと端数を計上させていただいて報告させていただいております。ご了承願います。

以上です。

（潮田）今これ金額を提示がありました。そうすると、今まではその金額についてはどのようにして、今後はどのようなタイムスケジュールでやっていくのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）今回の税制改正に伴いまして、今までにつきましては所有者課税ということになりますので、今まで所有者分からないという件数が4件ございました。こちらにつきましては、今回所有者課税ということでしたので、使用者に対しては課税できませんでしたので、今まではちょっとアプローチというのができておりませんでした。ですが、今回の条例改正に伴いまして個別にアプローチができていくということになりますので、今後使用者を所有者とみなすことで住民基本台帳、戸籍など公簿上の調査を行いまして、また関係機関等に情報提供の請求を行い、使用者と思われる方とかその関係者の方から聞き取りを行いまして、所有者を探索し、所有者が不明である場合には使用者がいるかどうか、現況確認を行います。使用者がいるときは使用者を所有者とみなして、あらかじめその使用者の方に通知をした上で、固定資産税を台帳に登録して課税していきたいと考えております。

以上です。

（潮田）次に、74条の3のほうですけれども、土地または家屋に係る登記簿等に所有者として登記がされている者が死亡している場合に、当該土地または家屋に現に所有している者に対し、氏名、住所等の必要な事項を記載した申告書の提出を義務づけるものというふうにありますけれども、これ罰則規定はあるのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）鴻巣市の市税条例第75条につきまして、正当な事由がなくて申告しなかった場合は10万円以下の過料が科せられるということになっております。

また、地方税法で第385条で、虚偽の申告を行った場合というのは1年以下の懲役または50万円の罰金が処せられるという旨がうたわれております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

次に、個人市民税のほうでお伺いしたいと思います。附則の17条のほうで、個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において一定の要件を満たすときは、その年中の低未利用土地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を上限として控除することができるということですが、ここでいう一定の条件というものはどういうものなのか、また現在市内における低未利用土地はどの地域を想定しているのか伺います。

(財務部参事兼税務課長) まず、適用要件ですが、4点ございます。譲渡価格につきましては、建物を含めた上で500万円以下の譲渡になること、2つ目につきましては、1月1日に所有期間が5年を超えること、3つ目に、その低未利用土地などが都市計画区域内に所在すること、4つ目としまして、低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用についての市長による確認が行われたことということが要件となっております。ちょっとすみません、休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時19分)



(開議 午前9時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財務部参事兼税務課長) 地域なのですけれども、先ほど条件の中にも組み込ませていただいておりますが、都市計画区域内ということで、鴻巣市全体が該当になってきます。

以上です。

(潮田) 対象としてはそうですけれども、低未利用土地というのが鴻巣市内で主に、私もちょっといろいろ調べたところ、以前は北鴻巣駅周辺のほうとかというのがちょっと出てきたりとかしたのですけれども、今、今回のこの条例の部分で該当するところ、具体的な土地、こら辺とかというのはないということでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) 今のここというところはなく、市街化区域、

調整区域ということで、縛りはございませんので、それを加味しますと、鴻巣市全体ということになります。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、附則25条のほうのところになります。新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の件です。コロナでイベントが中止となる中、文化、芸術、スポーツ、イベント関係者が事業継続できるようにするためのものというふうにこれは聞いておりますが、チケットの払戻請求権を放棄した者に対する寄附金控除税額、どのような手続で行うのか。また、収入のない家族が、高校生とかの子どもたちがこれを購入した場合に、そういったチケットであっても、家族内のどの納税者の寄附控除でもできるのかを伺いたいと思います。

（財務部参事兼税務課長）まず、手続についてお答えさせていただきます。

まず、主催者側が文部科学省に、まず自分のところが払戻しを受けられる寄附金控除のほうの対象主催者だということの申請を申し出ていただく形になります。その次に、文部科学省はその申請のあった主催者に対しまして指定行事証明書というものを交付いたします。そちらの主催者側から集った対象先につきましては、イベント名等をホームページで公表しております。その指定行事証明書というものが今度交付されましたら、主催者は払戻請求権を放棄した観客などに対しまして、指定行事証明書の写し及び払戻請求権放棄証明書を交付いたします。その流れにつきまして、今の2点が主催者側から送られてきた観客につきましては、確定申告の際に指定行事証明書の写しと払戻請求権放棄証明書をを用いて確定申告を行っていただき、寄附金税額控除の申告をしていただく形になります。

また、次にチケットの購入した場合の取扱いということなのですが、チケット代金を実際に負担したのであれば可能なのですが、特例の対象者はチケット代金を負担した者ということになりますので、学生や専業主婦の方がチケット代金を親とか配偶者の方が負担



したよということであれば、その負担している方が寄附金控除を受けていただくことになります。

以上です。

(潮田) そうすると、今の説明からいきますと、主催者側がまずそのような動きをしなければならない、そしてこの控除を受けようと思う方はその証明書を取らなければならないという2つのハードルがあると思うのですが、鴻巣市の場合はたまたまクリアこのすございますので、自治体主催となったイベントに関してはさらに10%の控除があるというふうに聞いておりますけれども、そういう意味でいくと鴻巣市内の方はこの控除を受けるのに手続きっちりやったほうがいいかなというふうに思うのですが、そうしたお知らせというのはどういった形で周知をしていくのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) ホームページに今回の寄附金控除、新たな創設となりますので、ホームページ等で周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

(潮田) ここから先、少し担当が替わってしまうのかもしれないのですが、先ほど言いました鴻巣市が主催したイベントにつきましては10%さらに控除が加算されますので、鴻巣市、これ該当するようなイベントはあったのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) 鴻巣市で実際あったかどうかというのは、ちょっと正直確認はしておりません。ですが、事業者のほうで自分の行った事業がまず対象になるよということ、自発的に主催者側が文科省のほうに申請をしていただく形になりますので、今の時点で私どものほうでは把握はしておりません。

(加藤) 議案第47号です。今潮田委員のほうで質問されたもので重複、私が通告出しているもので重複がありましたので、低未利用土地等を譲渡した場合に一定の要件を満たすときはという部分で、一定の要件というのが出るのですが、それは聞こうと思ったのですが、今確認ができたので、そちらのほうは質問なしとさせていただきます。

それで、また低未利用地のところで、これ私通告の質問の1のところなのですけれども、創設により、このルール創設によってどんな効果があるのか、あると考えているのかという質問なのですけれども、その中で、私のイメージとしては空き家みたいな、ああいったものを、空き家対策って非常に難しいと思うのです。その空き家対策があって、その一環にもまずはなるのかなというような思いがあるのです。ただ一方で、ここでターゲットとしているものというのが5年以上という一定のルールですけれども、長期的に空き家っぽくなっていると、特別控除の100万というのが、長期というのはバブルの頃とか持っているものだと、要は売ったときに売り損があるから100万の特別控除ってあまり意味がないのかなとか思っているのですけれども、その辺、この新しい制度を迎えるに当たって、実際こういう人がこの活用になるかなというので何かイメージあれば教えていただければと思っています。

(財務部参事兼税務課長) まず、低未利用土地とはということになるのですけれども、低未利用土地といいますのは、未利用地と低利用地を併せた土地のことをまずいいます。具体的なイメージとしますと、例えば空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、休耕放棄地、管理を放棄された森林などをイメージしております。今回の低未利用土地譲渡に関わる特別控除の創設は、空き家増加やそれに伴った景観、治安の悪化を解消するための施策の一つと言えらると思います。また、低未利用土地の増加につきましては、所有者不明等の増加要因にもなっています。今後さらなる高齢化により、所有者自身が土地を利用管理しない土地が増加し、所有者不明土地が発生しやすい状況となることが予想される中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用管理の確保、さらなる所有者不明土地の発生を抑制、解消するため、個人保有の低額な土地を譲渡した場合の負担が軽減されらると考えております。

以上になります。

(加藤) イメージはそういうところを想定しているのだなというのが

分かりました。誰が取得して、それがいい形で機能するのか分からないのですけれども、いい形で機能することを期待したいと思っています。ここは結構です。

次に、固定資産のほうです。固定資産の54条の5項の中で、これは一つ確認なのですけれども、いわゆる所有者とみなすということなので、例えば誰かが、登記簿に載っている誰かが亡くなっていて、そこにお子さんが、Aさん、Bさん、Cさんがいると。そのAさんが住んでいるねと。なので、その人は申告書を出さなければいけない。義務づけられている。Aさんに課税するわけです。だけれども、所有権というのはあくまでも相続対象となったAさん、Bさん、Cさんなので、本当の権限という意味でいうと、AかBかCが均等にいくようなイメージなのですけれども、あくまでも課税のことということだけで、その範囲で実行するというものでよろしいのですよねという確認です。

(財務部参事兼税務課長) 今までの制度の内容でちょっとご説明させていただきますと、これまでの制度につきましては、相続が発生した場合には市は相続人代表指定届というものを提出していただいております。その相続人及び代表者をそれによって把握しております。届出が提出されない場合は市が戸籍調査を行い、相続人となるべき方を確認し、代表者を定めて、指定通知というものを送りしております。今度の税改正に伴いまして、現所有者の申告制度は申告期限及び罰則というものが伴ってきますが、申告を義務づけるものであります。相続人から申告が提出された場合、申告の内容を確認することで所有者を特定することになりますので、相続人の調査について効力があるかと考えております。

以上です。

(加藤) 大変イメージというか、そういうことねというのが分かりました。

最後です。このルールがない場合、非常に特定するのに汗をかいてきたのかなと思います。この制度が成立することによって、市職員の皆さん方が労務的にこの部分がちょっと効率化するかなというのは、要

は特定が簡単というか、今までよりも簡単に特定できるということなのかなと思うのですけれども、そんなことでいいのか、ちょっと最後お伺いしたいと思います。

（財務部参事兼税務課長）先ほどの回答と重複してしまうのですけれども、相続人代表指定届というものをまず市のほうから送っているのですけれども、それが実際回答が出てきているかということ、全部が全部出てきている状態ではございません。出てこない方につきましては、市のほうで実際の相続人というものを、戸籍を基に、北海道、九州とかということ、あちこちの市町村に戸籍の請求をして、相続人を追っております。その戸籍を追っても、またそこから転籍となりますと、とにかく時間がかかってしまっているというのがまず現状の問題になっております。今回の改正に伴いまして、使用者に課税できるということになりますので、そういった今まで時間や労力ということで事務負担になっていたのもありますので、そういったものが解消されるかと考えております。

以上です。

（中野）私も通告してあったのですけれども、1点目、2点目は既に潮田委員とか皆さんがやったことなので、これについては重複するのでやりませんが、今関連の中でちょっと聞いたかったのはいいですか。関連はいいのよね。

（委員長）はい、どうぞ。

（中野）固定資産税、ちょっと私は理解しがたいのは、所有者が分からないというのはどういう実態があるのか。つまり、所有者が分からないから使用者にとということでしょう、今度は。使用している方から取るという改正でしょう、これ。所有者が分からないというのは私には、それどういうことかちょっと意味分からないのですが、そういうことと、現実に市内にそういうのは何件もあるのですか。

（財務部参事兼税務課長）所有者が分からないというのは、相続放棄とかされますと、では実際どなたに請求をとということ、取扱いができないというものもございます。

以上です。

(中野) 今言われていることは、相続放棄って一つの例が出たけれども、相続放棄したということになれば、例えば空き家とかになるのだろうけれども、しかし実際そこに人が住んでいるということは、所有者ではないけれども使用者だということになれば、無断では使用できないでしょう。当然相続放棄したといえども、そこに住んでいる人というのは、では相当住んでいる、利用しているというのは誰の許可をもって利用をしているのかというのが私には理解できないのです。私のほうの例えば団地なんかは、例えば所有者が転勤で引っ越して、そこへ借家していると。というのは、少なくとも転勤した相手に固定資産税請求、当然するわけです。それはそれでいいのだけれども、所有者が分からないで使用者はいる。その使用者は誰の許可を得て使用しているのかというのが私はちょっと理解できないので、こんなことってあるのかなと思うので、ちょっと私も理解に苦しむのですが、その辺どうなのですか。

(財務部参事兼税務課長) 実際今の課税の取扱いが所有者課税ということがまず基本になっておりますので、使用者には課税ができないというのが現状になっております。確かに所有者が分からないところに住んでいるという場合もなきにしもあらずなのですけれども、実際市内のほうでも土地は違う方、第三者、ただその上に自分で家を建ててしまっているとかというケースもございます。その分につきましては、家屋はもちろん今その住んでいる方がいらっしゃいますので課税はしておりますが、土地につきましてはその方の所有ではないということになっておりますので、課税ができていないというのがまず現状になっております。先ほどのアパートとか、そういった賃借が伴うものにつきましては、契約上の問題、民民といいますか、ちょっと市が介入できない部分になるのかなと思いますので、そちらにつきましては市のほうではちょっと踏み込んでいないというのが現状になっております。

(中野) それでは、この部分もう一つちょっとお聞きしたいのですが、

私は今日、条文の新旧対照表持ってきて、上に置いてあるのですけれども、持ってきていないのですけれども、たしか私が見た記憶では、これ使用者に対して理解を得るとということが書いてありましたよね、たしか。そうすると、使用者が、いや、俺は払いたくないと言ったらどうするのか。ペナルティーあるのですか。こういうふうには税制が変わった以上、ペナルティーがなければおかしいのだけれども、その辺どうなのですか。

（財務部参事兼税務課長）今回の改正に伴いまして、使用者にも課税できるということで、通知というのはいずれ出すのですけれども、それから3か月たってということで規制期限がありますので、それに伴って出てこなかった場合には、先ほどの市の条例でも罰則をうたっておりますので、過料が科せられるという点がございます。

以上です。

（中野）最後に、これ私ちょっと通告してあったのですが、条文の中で、このほか3輪以上の自家用軽自動車云々とありますね。この部分については、今言った特別措置が6か月延びるのだとなっているのですが、このことによって、この文面から取ると、やはり減収になるのではないかと思っているのです、市として。減収分はどのぐらい見込んでいるのか、それをお伺いします。

（財務部参事兼税務課長）環境性能割につきましては、半年ということで延びて、令和3年3月1日まで延長となります。こちらの制度は昨年の10月1日から導入されておりますけれども、実際今年、令和2年度の課税台数ということで、対象の台数になるのですけれども、1,166台がまず課税対象となってくるのですが、こちらにつきまして環境性能割額を見込んだところ、1,416万6,900円となっておりますが、こちらは1年間分ということになりますので、半年分ということで換算しますと、半分で約700万ということで、この分が減収になると見込んでおります。ただ、今回のこの措置につきましては、減収分につきましては地方特例交付金により国のほうで全額補填されるということになっております。

以上です。

（竹田）先ほどから、固定資産税の納税義務者の中で、固定資産の所有者の不明の場合のいわゆる使用者との関係で、先ほど中野議員からは戸籍上の関係がなくても、使っている人、赤の他人に対して課税できるようになるという内容でいいのかどうか、ちょっとそこら辺を確認しておきます。

（財務部参事兼税務課長）再三申し上げますが、今までは所有者でしたが、今回の改正で使用者。使用者ということで、その縛りはございませんので、使用している者に課税ということになります。

以上です。

（竹田）ということは、現況調査を行った上で、ここは課税していなかったけれども、使用している人がいるということで課税になると思うのですけれども、あとそういう点でいうと、例えば所有者の不明ということは、先ほど相続放棄されたりとかして、登記上は何ら変わっていないわけですよ。所有者の不明という状況がずっと続いていく。かつ、時代が過ぎていけば過ぎていくほど所有の不明の人が増える可能性もあるわけですよ。相続放棄したりなっていくところでは、この登記上の処理の問題というのが非常に難しくなってくるのかなというふうにちょっと私は考えるのですが、その点はどのようなでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）今の竹田委員さんおっしゃるとおり、これから今分からないものが、そういった方が亡くなっていくと枝分かれしていくということで、だんだん所有者を追っていくのが厳しい状況になってきますけれども、うちのほうも現状今行っております戸籍調査とかで極力分かるものまで、分かるところまでは調査を行っておりますので、なるべくそういう分からないものが増えないよう対処はしているのですけれども、今回の改正に伴って使用者にも課税できるということになりますので、使用者のほうで課税はしていこうと考えております。

（竹田）ちょっと個人のプライベートな問題もあるので答えにくいと

思うのですけれども、私実は今関東福祉専門学校の建物がある後側の土地のところで相談を受けたことがあって、その相談を受けた方は女性の方だったのですけれども、もうおじいさんの代から相続登記というのをしていなくて、その女性の方も結局この世の人でなくなってしまったから、そのまんまに多分なっていると思うのです。そうすると、本当に枝分かれしていった部分がどんどん、どんどん増えて、合意の下でいろいろやらなければいけなくなる。そういうふうにしたときに、合意を得ていく手続というのは当事者でないと駄目なわけですよ。市が入って介入してやることはできないわけで、そういう点の働きかけというのは、もうあくまでペーパーなりでお願いと、お願い事項としてやるしかないというふうにちょっと考えるのですが、そういう解釈で市は、課税の状況というのですか、確認しながらやらざるを得ないようなことでよいのかどうか、その辺をちょっと確認しておきます。

（財務部参事兼税務課長）やはり民民的な問題になりますと、市はやはりそこはちょっと踏み込むことが厳しいかなと思います。そうしますと、使用、所有といった点で、お互い民民同士で、同意ではないのですけれども書面で、書面を交わしてもらって、同意の上、課税していくということになるかなと思います。もしくは、実際使用していることが分かれば、その使用者に対して課税していくようになるのかなと考えております。

以上です。

（竹田）確かにいろいろと相続の問題も含めて難しい時代に、皆さんご苦労だというふうに思います。

あと、通告出しているのですけれども、課税上の問題と、それから私が一番言いたいのは、駅前の再開発のエリアの中のおおとり公園は事業決定が済んでいない中で昨年に92.58平米で登記して、これは市の問題ですけれども、そこは市の所有地ですが、全体に言えば区画整理地内の面積は決定している、だけれども公園面積も登記してしまった、だけれども事業計画が最後決定しないまま再開発ビルができてしまったときに、差異が生じてきますよね。その差異分というのは登記上で



しか課税できないので、そういうことでいいのかどうか、ちょっと確認をしておきます。

（財務部参事兼税務課長）今竹田委員さんお話があったように、固定資産税につきましては、あくまでも登記簿に登録されているもので面積のほうで課税をさせていただいております。

以上です。

（竹田）分かりました。ということは、あくまでこれは課税上の問題で、税務課との関係ですから、ちょっと別のところで議論していきたいと思います。

それからあと、3か月以内に届けをしなければいけないということですが、3月というふうに書いていますよね。現所有者の申告は3月ということでこの条例上ではあるのですけれども、1月とか3月とかというの、3か月というふうに先ほど、ご説明では3か月と言いながら、3月という条文上の表現になっていますが、それはなぜなのか。いわゆる準則に基づいてこういうことをやっているのですか。3か月というふうにしたほうが私はいいのではないかと考えますので、この関係についてなぜなのか、ちょっとお尋ねしておきます。

（財務部参事兼税務課長）税につきましてはやはり上位法ということで、地方税法に基づいて、うちのほうも課税をさせていただいております。今回の改正に伴いまして、本条文、地方税法の384条の3では三月ということで表記しておりますので、これに合わせて対応させていただいております。

以上です。

（竹田）分かりました。では、三月と読むのですね。三月ですね。

（財務部参事兼税務課長）はい、三月と解釈しております。

（竹田）地方税法がそういうことなのだけれども、でも普通の人が見ても本来分かるようにするのが親切な法律というふうに思うのです。だから、そういう点からすると3月と書いてあったら「ミツキ」と読むとかいうふうにルビを振っておいてもらおうと非常にありがたいなというふうにちょっと思います。

それから、あと続いて幾つかやって、附則の第3条の2です。平均貸付割合の文章を入れた理由と活用について、文言を変えることによる影響というのは何かあるのかどうか、お尋ねをしておきます。

（財務部副部長兼収税対策課長）附則第3条の2については、収税対策課のほうからお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う文言の整備ということになります。割合の基準となる国内銀行の貸出約定平均金利の算定期間、これが前々年の10月から前年の9月のものだったものを、前々年9月から前年8月に変更することになります。約定、貸出約定平均金利というのは、日本銀行が公表する前々年10月から前年9月における国内銀行の貸出約定の平均ということになるのですが、平均貸付割合というのは、やはり日銀が公表する前々年9月から前年8月における平均金利ということになるので、文言の整理のため、平均貸付割合という文言に変えたということになります。実質的な延滞金等についての変更というのは生じておりません。以上です。

（竹田）その中で14.6%という数字と、あと7.数%というところで、14.6%というのはいつまでの貸付けというか、金利の割合になるのでしょうか、ちょっと確認します。

（財務部副部長兼収税対策課長）現在、延滞金というのは特例基準割合というのを使っている部分がございます。14.6というのは、平成25年までが14.6ということになります。現在のものについては、基準というのが1か月目までは基準0.6に加算の1、そしてそれに対する1%加算ということで、2.6%が1か月までということになります。1か月经過後はそれに7.3%を加算するということなので、8.9%ということになりますので、こちらの延滞金の部分については租税特別措置法の改正による影響はないということになります。

以上です。

（竹田）いろいろな経済状況の中でちゃんとゼロ金利をずっと日銀は手続やっているわけですけれども、そういうところで言うと、延滞金

の割合が、14.6%よりは減ってはきていますけれども、8.9%というところ高いのですが、租税特別措置法との関係でもう少し何か低くなるとか、そういうことの見解というのは鴻巣市は上げておられるのでしょうか。

（財務部副部長兼収税対策課長）市として租税特別措置法云々で何か意見ということではなくて、今回の改正につきましては、確かに市中金利というのが低下しているという中で、延滞金の部分についてはそのまま変更はございませんけれども、一方で例えば還付加算金、それと猶予に関する延滞金の部分、こちらについて通常1.6%というものがあつたのですが、これが平均貸付割合に0.5%という形で変更になりますので、それぞれ1.1%ということになります。したがって、猶予を受けた方のものが延滞金が減少するということ、及び還付加算金についても0.5%減少すると。ご指摘の通常の延滞金については、ここであれなのですが、改正がないと。いわゆる通常納期限までに納めていただくものなのでという前提の下に変更がないものと思っております。

（竹田）ということは、今回新型コロナウイルスの感染の影響によって売上げが20%以上下がった場合には市民税の猶予ができるとか、固定資産税も来年度においては2分の1とかゼロにするということと併せて猶予という規定が新たに設けられていますが、そういう点からいうと、猶予の中での、納税猶予はしたけれども一定程度の、例えばさっきの1.1%の利率はかかるということですよ。ちょっとそこ確認します。

（財務部副部長兼収税対策課長）コロナの感染症等に関する猶予につきましては、4月30日に法改正に基づいて専決処分をさせていただいたということで承認をいただいております。こちらのコロナの猶予に関しては、基本的には無担保、延滞金はかからないということになっております。ここで納税の猶予というのは、いわゆる生活困窮だとかいう部分で猶予を受けた場合の延滞金が1.6から1.1という形に変更になります。施行期日が令和3年1月からということになりますので、

適用はそれ以降ということになります。

以上です。

（竹田）それからあと、20万円の基礎控除、イベントを中止した場合の控除の件で先ほど他の委員が聞いたときに、チケットを購入した者が控除対象になるということですよ。ということは、例えば高校生だったら課税していないですよ。課税している人が控除されるわけで、だから課税のない人が控除、当然税金納めていないから、控除する部分もなくなってしまうのですけれども、例えば医療費の控除の場合は家族の合算でできますよね。そういう運用というのはこの中にはできないということの解釈でいいのかどうか確認します。

（財務部参事兼税務課長）今回のチケット、学生さんが購入された場合、収入がない、本業が学生さんになりますので、アルバイトはあるかもしれませんが、基本的には収入がないということになりますので、実際親御さんと住んでいると親の方の収入に基づいて生計が一になっているということになりますので、医療費控除等と同じ解釈で寄附金控除、どなたが負担したのか、実際はお父さん、お母さん、保護者の方が負担しているという解釈になると思いますので、実際お子さんが購入したのは親御さんの収入に基づいて購入しているということが理解できると思いますので、保護者の方が申告に使用していただくことは可能かと思っております。

以上です。

（竹田）いろいろとこの分野では非常にご苦勞の多い部分ですので、ぜひ大いにアピールをして周知していただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、新型コロナウイルスという、かつて体験したことのないような状況の下でこれから財政運営というかされていくのだというふうに思います。そういう点からいうと、私どもも新年度予算の中で指摘をさせていただいたのですけれども、消費税の増税で年間比率に合わせると非常に税収が減るのではないかと、生活の実態も含めてさらに新型コロナウイルスの感染の問題があるので、予算編成上で

史上最高の税収を見込んだということはいかかなものかということでも、ちょっと指摘をさせていただいたのですけれども、新年度予算で計上された市民税と今回の税制改正、条例改正、専決処分した内容も含めた影響額というのはどのくらいを予想しているのか、ちょっと最後にお伺いしておきます。

（財務部参事兼税務課長）今回税制改正に伴う経過措置の対応というのがほとんど令和3年度ということになってきますので、令和2年度には影響してくるものはないと思っております。住宅だとか車の環境割とかにつきましては、国のほうから全額補填という形になっておりますので、令和3年度につきましても補填される部分はございますし、補填がない、人的非課税という、寡婦控除の件とかもあります。そういったところでの減収というのは生じるのかなとは思っております。

以上です。

（竹田）納付書が来ていますよね、固定資産税とか。それから前年度の所得に対する部分で、例えば先ほどの言った令和2年度以降にやる部分もありますけれども、例えば徴収猶予の申請をしたりとかした場合は当然今年度入ってこないわけだから、そういうところでの試算というのはされていないのでしょうか。実際やってみないと分からないというのがありますけれども、そういう点での予測というのはされているのかどうか、最後にお伺いしておきます。

（財務部参事兼税務課長）現時点で試算のほうは行っておりません。以上です。

（委員長）よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

それでは、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)



(開議 午前10時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第48号 鴻巣市都市計画税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(財務部参事兼税務課長) それでは、議案第48号 鴻巣市都市計画税条例の一部を改正する条例ですが、地方税法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行い、令和3年1月1日から施行するものです。

以上で議案第48号につきましてご説明申し上げました。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第48号 鴻巣市都市計画税条例の一部を改正する条例について、  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本  
委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) 歳入で11ページ、民間資金等活用事業調査費補助金、歳出では鴻巣地区複合施設整備研究事業というふうになっております。この件につきまして、民間資金等活用事業調査費補助金、これは国でも全国でも25しかない補助、25の自治体だけが受けているものですが、これ鴻巣市が取ってすごいなというふうに思っております。埼玉県内でも鴻巣市だけありますので。これの対象者が鴻巣市役所第二庁舎跡民間活力導入可能性調査としております。調査対象としての導入可能性調査、デューディリジェンス、そのほかPPP、PFI事業の導入に必要な検討とのことですが、本市としてどのような形で行うのか、これは委託になるのでしょうか、これの詳細についてお伺いしたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらにつきましては、業務委託

のほうで実施いたします。先ほどおっしゃられたとおり、導入可能性調査、デューディリジェンス、その他PPP、PFI事業の導入に必要な検討という中で、導入可能性調査ということで実施をいたします。内容としましては、老朽化が問題となっております中央公民館、それから児童センター、こちらにつきまして公共施設等総合管理計画に基づきまして複合化を前提とした施設整備に当たりまして、運営、維持管理まで含めた民間活力導入の可能性についての調査を第二庁舎跡で実施するものでございます。

以上です。

(潮田) その業務委託はいつからいつまで、期間とか、これ結構な金額ですよ、595万円で、これが全額業務委託に取りあえずなると思うのですけれども、ちょっと自分の中で想定ができなくて、イメージが湧かなくてなのですけれども、これ期間でいうとどのくらいの間、これ運営、維持管理まで含めるとなると、結構長い期間での委託になるのか、どういう形なのか、もう少し詳細お願いいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらの業務委託につきまして、4月に公募型のプロポーザルのほうを開始いたしまして、5月26日に2者によるプレゼンテーションを実施しました。その結果、株式会社大日本コンサルタントが優先交渉順位第1位の事業者として選定されまして、6月5日より市のホームページに公表をしているところでございます。また、こちらの業務につきましては、令和3年3月12日までの履行期限としております。

(潮田) 分かりました。これの内容については今後どういったことが論議されていてというようなことは、私どもの議会とか議員としてはどんな形で少し内容を知ることができるのでしょうか。これ最後3月12日になるまで、何も動きというのは見ることはできないものなのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらの業務の内容ですけれども、まず市民ワークショップのほうも今年度開催したいと思っています。そういった意見を基に、また民間事業者のヒアリング等を基にモデル



プランを作成しまして、またそのモデルプランによりバリュー・フォー・マネー、VFMのほうの算出をいたしますので、総合評価がその後にとまってから皆様にお知らせするような形になるかと思えます。

(潮田) そうすると、すみません、今までこれは大学と連携をして少しやってきた部分がありますけれども、それについては、そこでやってきたワークショップであったりとかいろいろなことというのは生かされるのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 昨年度まで実施しておりました中央公民館のエリアのほうの研究事業、こちらのワークショップの結果も踏まえて、今年度この業務委託のほうを実施いたしますので、場所としては中央公民館エリアから第二庁舎のエリアに変わりますけれども、そういった前回の内容については参考にしながら業務のほうは進めていきたいというふうに思っています。

(潮田) 続きまして、13ページの財政調整基金のことでお伺いしたいと思います。

まず、財政調整基金からの繰入れが1億9,000万円、これによる財政調整基金が残高が幾らになるのかということが1点。あと、今後コロナ対応等で、当初予算では想定していなかった支出が考えられるかと思えます。市としては今年度財政調整基金をどのくらいまで取崩しを可能と考えているのか、現時点でコロナにより中止になった、または中止を予定しているイベント等の不用額は概算で幾らになるのか、今後その不用額はどのように使っていく考えなのか、各課または各部で代替案等の検討をどのようにしていくのか、または一般財源に戻して、コロナ対策に特化した予算組みに変えていくのか、そこら辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

(財政課長) それでは、まず財政調整基金、今回1億9,000万円繰り入れた後の残高についてご説明します。今回お願いしています第3号補正予算成立後の令和2年度末残高見込みですけれども、約10億3,000万円となります。

次に、どれぐらいまで基金取崩しが可能かというお話でしたけれども、現段階で具体的な金額を示すのはちょっと難しいのですが、今まで我々のほうで財政課のほうで説明させていただいています財政調整基金の適正規模というのはよく説明させていただいています。それは5から10、鴻巣市でいきますと約12億から24億がその範囲内と説明をさせていただいています。ここ数年の当初予算編成において10億から13億の当初予算で財政調整基金の繰入れを実施していることを考えますと、これから国の補正予算とかで対応される新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、それとか国の様々な財源措置、令和元年度の繰越金、それとこれから算定業務に入ります交付税の状況にもよると思いますが、9月補正後の段階で年度末残高見込みが約25億内を下回ってしまいますと令和3年度当初予算編成が厳しいことから、今の段階で、申し訳ありません、幾らというのはちょっとお答えしづらいのですけれども、9月補正後の残高が約25億が必要だとは考えています。

それと、コロナで中止になったものの額は幾らかということで、今回補正予算で計上させていただいています東京オリンピック・パラリンピック推進事業等8事業、減額補正を入れさせていただいています。そちらの合計額が約4,500万円となっております。今回の不用額、一応予算上一般財源に戻しております。当然お金に色があるわけではないので、何に使ったという形ではお示しできないのですけれども、3号補正でコロナ関係の一般財源の一部として活用させていただいたと考えております。

それと、各課または各部で代替案が出てきた場合どのようにしていくのかということですが、今後の補正予算のヒアリングにて各課から案が示された場合に事業内容などを確認しながら、計上するかどうかというのは判断してまいりたいと考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

次に、ページではやはり13ページ、埼玉県都市競艇組合特別補助金の

部分です。昨年度の予算でバスのラッピングに使いました。成田へのリムジンバスですよね。でも、その成田バスが3月末で終わりました。ラッピングにかけた予算が私としてはちょっともったいなかったかなというふうに、とっても残念に思っております、この埼玉県都市競艇組合特別補助金の使途、どのような縛りがあるのか。先ほど広告部分というのがありましたけれども、今回はフラワー号のラッピングと聞いておりますけれども、乗合バスのほうで使うとか、もうちょっと何か縛りがあるならその縛りを教えていただきたいかなというふうに思います。

（財政課長）都市競艇組合特別補助金の使途についてですけれども、都市競艇組合からの通知によりますと、市主催の催事等に対してというふうなお願いがあり、さらにもう一つはボートレースのさらなる情報発信をお願いしたいというものになっております。平成30年度は委員さんのご指摘のとおり、成田バスへのラッピング、令和元年度、昨年に関しましては若手職員政策研究事業、筋肉祭実行委員会の補助金などへ充当させていただいております。

また、乗合タクシーのほうで使う場合はどうかというお話でしたけれども、この補助金がいつまで続くか、特別補助金という名称になっていきますのでいつまで続くのか分かりませんが、補助金が引き続いて交付された場合は、タクシー会社さん、タクシー事業者さんとの協議にもよりますけれども、充当は可能なものとは考えております。あくまでもタクシーに関してはタクシー会社さんのほうの所有のものになりますので、そちらのほうで認めてくれないと貼れないとかというのがあります。今回市のほうのフラワーバスは市で購入して市の所有物になりますので、市の判断で広告ができますので、そちらのほうを充当事業とさせていただいております。

以上です。

（潮田）無駄にならないように使えるのが一番いいかなというふうに思っております。

次の歳出のほうで、17ページの本庁舎維持管理事業についてでありま

す。今手続が本館のほうで行われていて、いろいろな定額給付金、それ以外に住民票とか、一般今までの通常書類作成とか受付申請とかが本館で行われております。そこから新館のほうに誘導をするという形を、これは3密を避けるためということでやっているのだと思うのですけれども、その手続の流れの仕方、これはいつまで本館で行うのかということ。これがまた元に戻るときというのはどういうふうに、いつぐらいをとというふうに想定をして、今までどおりのレイアウト等で考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）この件につきまして資産管理課のほうからお答えします。市民課とも関係ありますが、私どものほうからお答えさせていただきます。

新館1階の市民課を中心に数多くの来庁者があるのは事実でございます。新型コロナウイルス感染防止対策ということで、4月から椅子の間隔を空けるなど対策を講じてまいりましたが、4月27日、抜本的対策として現在のような本庁舎を使うという体制に移行しました。あくまでも混雑緩和というところを主にこのような対策を講じたところなのですが、この体制がいつまで続くのかということにつきましては、新型コロナウイルスの影響を考えた対応ということになってはいますが、今現在いつまでということについては、申し訳ございませんが、お答えできる状況ではございませんので、当面現在の体制、本庁舎並びに新館を使った市民課事務を継続したいというふうに考えてございます。

以上です。

（潮田）今まで、前、新館でやっていたとき、総合案内のところの方がやり方を教えて、住民票の書き方が分からないときにもすごく丁寧に総合案内の方も教えてくださっていたかなというふうに思います。今はアクリル板を使っていますから離れているのですけれども、いざまた新館でやるようになったような場合、やっぱり高齢の方だと書き方が分からなくて、よく教えてもらいたいというのがあって、そういう場合にはアクリル板を隔ててそっち、そことかと指示をするよりは、

やはり隣で教えるということが必要になってくるかなというふうに思っております。そういった場合のフェースシールドとかを考えてはいるのか。そのフェースシールドにつきましては、昨日、ちょうどこの本市が購入をしたアクリル板の会社がフェースシールドのいいものをすごく開発したようで、そのの広告を見ました。それがアクリル板を購入したところに限って販売となっていたかな。何かそのようなもありましたので、フェースシールドを市として購入する考えがあるのか、これにつきましては資産管理のほうだけではなくて、障がい福祉のほうでも、やはり聴覚障がいの方とかは、マスクだと口の動きが分からないので、顔の動きが分からないので、手話通訳をやったとしてもなかなか分かりにくいというのがありまして、そういったフェースシールドでの対応というのを考えているのかも含めまして、今後、今回のアクリル板とかそういうのプラス、今後そういうものは考えられるのか伺いたいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）受付におけるフェースシールドという問合せなのですけれども、フェースシールドにつきましては、今現在窓口にてアクリル板、マスクを着用して総合案内の担当が対応しているという状況下、時折、やはり書類の書き方、難しいところが分からないとかで対応しているのが実情ですけれども、今マスクを多用して行っているものをそのまま継続したいというふうに考えております。

それと、どうしても耳が不自由でなかなか口元をもってコミュニケーションを図るという方もいらっしゃいます。その場合、総合案内でも筆談という形が取れます。また、障がい福祉課のほうでは手話通訳者がおりますので、手話通訳者に引き継ぎ、手話通訳者がフェースシールドを用意して、そのような方々の対応はさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

（潮田）分かりました。障がい福祉のほうではフェースシールドをやっぱりやってくれるということを期待をしたいと思います。総合案内

のところにも、最初やっぱりそれで来る方とかもいらっしゃると思いますので、これって手話以外、手話ではなくて口の動きで分かる方というのもいらっしゃるのでは、今後できればフェースシールドを用意をさせていただいたらありがたいかなというふうに思いますけれども、今の答弁だとそれは総合案内のほうでは特には用意はしないということによろしいのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）今現在総合案内では筆談等での対応を考えてございます。また、どうしても口の動き等でコミュニケーションを図るといことになりますと、障がい福祉課の通訳等をお願いしまして、フェースシールド等を活用しながらコミュニケーションを図りたいというふうに考えてございます。

以上です。

（加藤）それでは、資料の17ページの上のほう、資産管理課のところ、ここだけ確認ちょっとさせていただきたいと思います。まず、資産管理課の本庁舎維持管理事業220万円の中で、需用費の消耗品30万1,000円、こちらの内容をちょっと確認させていただきたいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）この消耗品につきましては、清掃用のアルコール並びに空気清浄機用の機能水の要する費用でございます。以上です。

（加藤）今清掃用のアルコールということで、ずっと庁舎内にある手を消毒するアルコールについては、こちらではなくて違うところで調達したということですね。

（財務部参事兼資産管理課長）庁舎の出入口に置いています手指用のアルコール、手を消毒するアルコール、これにつきましては健康づくり課で対応してございます。

（加藤）先ほど清掃用アルコール、庁舎の清掃に活用しているのだと思うのですがけれども、これちなみに庁舎清掃の開始時期等、内容としてはどんな感じのことをやっているか、ちょっと確認したいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) 今回の新型コロナウイルスの対応として、本庁舎並びに新館には定期的、毎日清掃が入っておりますが、2月21日からアルコール消毒、特に手すりだとかエレベーターのボタン、ドアノブ、そういうところを中心にアルコール消毒を始めたところでございます。また、3月23日から本庁舎並びに新館にある各課に清掃用のアルコールを配付しまして、窓口のカウンターだとか、そういうところの適宜アルコール消毒を実施しているという状況でございます。

以上です。

(加藤) それでは、使用料及び賃借料のところでしょうか。空気清浄機、これについては本会議でも答弁があったと思いますが、改めてこれを選定した理由を教えてくださいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) この空気清浄機につきましては、1台当たり約100畳相当、面積とすると160平米ほどの広い範囲を対象とできるということで、市販品を含めてまずこれが最大級だというふうに考えています。また、長野県佐久市、東京都庁、民間になりますけれども、全日空機、飛行機です。あと空港のラウンジ、そういうところの導入実績があること、それと緊急事態宣言が発せられる中、急ぎでの対応ができるというところの中でこの機械を選定させていただきました。

以上です。

(加藤) 佐久市とか東京都庁とおっしゃいましたか。

(はいの声あり)

(加藤) そういったところに使っているのですね。分かりました。確認です。これっていつ設置したのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) 本庁舎新館におきましては4月8日に4機設置をさせていただきました。

以上です。

(加藤) 備品購入費のところもちょっと確認させていただきたいと思います。備品購入費、施設備品費ですか、こちらの内容をちょっと確

認させていただきます。

（財務部参事兼資産管理課長）この施設備品費につきましては、飛沫感染予防アクリル板、主に本庁舎並びに新館の窓口に設置したアクリル板で、合計128万円を購入させていただきました。設置につきましては、一番初め市民課を中心に4月10日から設置を開始しまして、順次全庁的に広げてまいりました。

以上でございます。

（加藤）それでは、最後にしましょう。今アクリル板ということで、よくコンビニとかでビニールのやつあるではないですか、会計のあるところね、ビニール。ああいうものだとやっぱり駄目なのですか。アクリル板にしたというのは何か事情とかあるのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）アクリル板を採用した理由といたしましては、まず窓口業務において書類のやり取りがあるということで、透明度が高いものを選定しました。また、今大分下火にはなっていないと思いますが、第2波、第3波、これは報道でも言われているという状況下、簡単に組立てができて簡単に収納できる、コンパクトにも収納できるというもの、それとカーテン式にビニールを天井からつるすような場合、換気が大切だと言われている状況下、やはり換気を損なう、それが抵抗の物になってしまうということも避けるべきだと、なおかつアクリル板の即納ができる、このようなことから、今回窓口においてはアクリル板を採用させていただいたというところでございます。以上です。

（竹田）すみません。ごめんなさい。私の通告した議案番号が48号と書いていましたけれども、58号の間違いですので、まずその訂正からお願いいたします。

今、ちょっとごめんなさい、通告していなかったのですけれども、加藤委員の質問の中で、カーテン式だと換気があるからアクリル板よというふうにおっしゃって、なるほどなと思ったのですけれども、アクリル板を配置している枚数、各課によって違いますよね。それで、私一番懸念をしているのは道路課ですけれども、道路課には2枚だけで、



広いカウンターがずっとある。来たときにわざわざ2人、来庁して接客していると、この広いカウンターのところで思わず話してしまうことがあるのです。ですから、例えば来庁者との関係とかというのでカーテン、あそこもそうですけれども、職員課もそうですよね。職員課もないですよ、アクリル板。こういうふうには接触して話しているところでは、やはりアクリル板のところに行って話すということで、あれもう少し来庁者との関係とか接客との関係、職員同士は職員課の前ではこうやって話しているの、アクリル板なしで。ということを見ると、もう少し板が必要ではないかというふうに考えているのですが、ちょっと認識だけお伺いしておきます。

（財務部参事兼資産管理課長）アクリル板の設置につきましては市民課を中心に始めたところでございますが、これと同じ形のものを全庁的に照会をかけた上で、各課長のほうから必要枚数を頂戴し、それで設置をしたという経緯がございますが、実際の運用の中で、ご指摘のとおりそのような場面があれば、各課長等とも相談をしながら適切に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

（竹田）よろしくお願ひいたします。職員同士のところではアクリル板ないのですよね。職員間のところないですよ。だけれども、そういうふうには話しているところを見ると、やはり適切に対応していただけるということなので、よろしくお願ひいたします。

続いて、先ほどの民間資金活用事業調査、国からの補助金が来て、今回進めていくのですけれども、私が聞こうと思ったことはちょっと潮田委員も聞いていただいたのですが、今回の中央公民館エリア再編事業の内容を基本的には継続していくということですが、ではあそこの場所はなぜ、民間活力をやるという研究を進めたけれども継続しなかった理由というのは、ちょっと私のところの認識も含めて確認をしていきたいと思っております。そこでは、なぜ駄目だったのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）中央公民館エリアの去年実施した調査においては、民間事業者等のヒアリングにおいて、車でのアクセ

ス性というものに難があると。やはり住宅街である、それから学校等が集積しておりますので、安全等を考慮する、それから渋滞を避けなければならない、そういったことを考えると、なかなか人を多く集めるといのは難しいというような意見が多かった。そういったことから、P F I方式事業の採用は見送ったほうがいいだろうという判断となりました。今回の第二庁舎のエリアにつきましては、中央公民館エリアと比較して車でのアクセス性というものが優れておりまして、また都市公園、それから駐車場、職員の駐車場もあります。その辺を一体的に活用することで民間事業者の参入の可能性が高まる、そういった期待がありますので、今回同じような形で調査のほうを実施します。

（竹田）民間事業者の参入の可能性があるということですよ。いわゆる公共施設も入るけれども民間事業者も入る。ちょっと私懸念をしているのは、今新型コロナウイルスの関係で民間の入っているところがどのように今後運営していくのかというの、例えば市民活動センターは指定管理をしていますので、市の予算を使っていますので、その場所というのとは一定程度運営は税金で賄われるから安定するのですが、今後P F I方式とかD B O方式とかいろいろやったときに、民間の活力がなくなる場合も出てくるわけでしょう、こういう新たな状況の中で。地球環境の関係でいったときに、同じ施設の中に民間もあれば公共施設もあると。その施設を維持管理していく責任を考えたときに、民間活力を運営してやることそのものが時代の趨勢になっていくのかというところの展望というのはどうなのでしょう。あると言い切れるのかどうか、ちょっとその辺だけ確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）民間活力の導入というものは、民間の資金とか経営能力、技術能力、そういったことを活用することで、市が直接実施するよりも市民への公共サービスがより質の高い公共サービスが提供できたりとか事業コストを縮減できること、そういったことを目指すために民間活力を導入するのですけれども、長期的にどうかということについては、今後調査をかけていく上で民間事業者のヒアリング等で判断していきたいというふうに思っています。

(竹田) 今回の新型コロナの問題というのは、今までどおりのいわゆる低コストという、コストと効率のやり方がいいのかどうかということがやっぱり大きく私は問われているというふうに思います。例えばこの施設全体を休業要請するようになるわけでしょう、例えばこの中央公民館エリアの施設を。そうしたとき、カフェを営んでいる人たち、それからトレーニングジムをこの前入れようとしたりとかしたときに、民間はあなたの自己責任でやってくださいよというふうになってくるわけです。そうしたときに、では誰がその売上げが減った分を補償していくのかと考えたときに、休業要請をしたところが一定程度責任を負いなさいというふうなことが、今自粛と一体の補償をとというふうなことで、新型コロナウイルスの問題は新たな問題提起しているわけです。そういうふうにしたときに、今後の本当の運営の中で民間の活力を利用していくことが本当にいいのかどうかというのは新たな問題提起としてぜひやっていただきたいと思っているのです。

この間私も、今年の2月にありましたよね。シンポジウムがあって、前橋工科大学の先生がパネリストになって、なぜかそな銀行の浦和支店の元支店長だった人も発言をして、とにかくもうからないところには民間は入りませんというあの一言が、私はこれが決定打だなというふうに、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、決定打だったというのが私のちょっと受け止めなのです。そういう点からいうと、ただ単に民間の資金を活用してやるのが公共としてのやり方と本当にマッチしているかということが、いわゆる公共は公共としてのいろいろな社会教育活動としての一貫、それから児童福祉法に基づいた児童センターの運用と、それとマッチングして休業要請したとき、休業要請したときにどうなっていくかということもある程度想定してやっていただきたいというふうにちょっと思っているのですが、その点はいかがでしょうか。検討材料にされるかどうか、お聞きしておきます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) コロナの状況というのは今後どうなっていくかというのはなかなかちょっと分からないのですけれど

も、そういったコロナの対策等も含めて、コロナのこういった状況で  
どういった運営をしていくか、そういったことも含めて事業者のヒア  
リング等は実施して、参考にしていきたいというふうに思っています。

（竹田）私は、やはり公共は公共としての役割を果たすと言っていく  
ことが大事、コロナだけではないのです。今後、今の地球環境から考  
えれば、凍土がだんだん解けてきているというふうに考えれば、今ま  
で眠っていたいろんな細菌とかウイルスが出てくる可能性というのは  
幾らでもあるわけだから、そういう点からいうと、21世紀型のどうい  
う施設を造っていくかというのは、私は大きく見ていただきたいとい  
うふうに思うのです。だから、執行部の皆さんのまず発想を変える。  
国もそうですけれども、これは内閣直結のやり方ですよね。いわゆる  
民間活力のためのいろいろな活動。だけれども、内閣直結のものがこ  
の間成功しているかといったら、私は決してそうではないというふう  
に思うので、よくそういう点は吟味していただきたいというふうに思  
います。どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）いろいろな意見を聞くということは  
やっぱり必要だと思いますので、様々な業種の事業者からまずはヒア  
リングをして、現状、それから将来どういった形が望ましいのか、そ  
ういうのは、聞いて判断していきたいと思います。

（中野）今総合政策課長の答弁の中で、私は聞きたいことがあるので  
すが、さっき、前任者がしたので、ちょっと関連なのですが、要する  
に今まで中央公民館エリア、先ほど総合政策課長の答弁だと、そこ  
では交通アクセス等の関係で好ましくないというので、今度第二庁舎の  
ほう造るということなのだけれども、聞きたいのは、であれば、この  
中央公民館の調査等に、要は前橋、誰だったか。かかった費用、この  
前どのぐらいかかった、ここに投下したのか、調査で。中央公民館エ  
リアについて。

（市長政策室参事兼総合政策課長）昨年度の中央公民館エリアの業務  
委託に関しては、750万のほうかかっております。その中の補助金のほ  
うが、やはり同じように500万円補助金交付いただいて事業のほうを進

めております。

(中野) ということは、これこれまでどれだけ投下したかということになると、昨年の750万、私記憶ないのですが、全てこれで全部というふうに理解しているのですか、この中央公民館エリアの調査について。これで全てということによろしいのですか。昨年話をしましたけれども、この話は昨年ではなく、もっと前からかかっているはずなのです。その累計が幾らになっているかというのです、投下したやつが。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 累計のほうは、申し訳ありません、現在ちょっと金額のほう出せないのですけれども、分からないのですが、基本構想等27年度にも策定していますので、費用のほうは全体では複数年ではもっとかかっております。

(中野) 何が言いたいかというのと、それだけの金をかけて、結果的に調査した結果、交通アクセス等によって好ましくないというので、場所を今度は第二庁舎へ移すということになると、逆に言うと中央公民館エリアの調査内容について、やっぱりそれを生かせるようなことをしない限り、しない限りですよ、やっぱり中央公民館の調査は失敗に終わったというふうにしか思えないのです。そうすると、やっぱり失敗に終わったということでないというふうにするのだったら、中央公民館エリアの部分について調査した内容についてそれを生かす、今度の第二庁舎のほうに生かすというようなことをしない限り失敗なのです。そういう点で、やっぱり生かすという点から考えて、今回財源内訳更正ということで595万補正されているわけですが、そうするとこの第二庁舎エリアについて、先ほどいろいろ出ていましたけれども、まずは執行部としてあのエリアをどうしようというふうな構想があるのか。その構想の上で民間にやっぱり調査してもらおうというなら分かるけれども、何もかも全くなくて民間ということなのか、執行部としてあそこをどのように活用していくのかというふうな構想があって、中央公民館エリアからこっちへ来ると、その失敗したというか、それを生かす方法を含めて執行部はどういうふうにかえるのかというのを出示してもらわないと、ちょっともうやっぱり私は納得できないのだけ

ども、どうなのですか、その辺は。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今年度、第二庁舎跡で調査のほうかけますけれども、もうこちら第二庁舎でやるという形で決めたわけではまずないので、当然前回の中央公民館エリアも含めて今後判断していく。民間参入が厳しい場合、今年度の結果も厳しい場合は、当然従来方式、公設民営と指定管理等のそういった手法も考えられますので、そういった部分を含めて総合的に判断していきたい。今までの中央公民館エリアの研究事業の成果というか、基本的なコンセプトにつきましても、子どもたちを中心とした周辺住民の居場所、それから多世代交流拠点、そういったものをコンセプトとしておりますので、こっちに移ってエリアが変わるというよりは、第二庁舎跡でも中央公民館エリアも含めた、少し広いエリアで考えていきたいというふうに思っていますので、全くエリアがずれるということではなくて、エリアを広げて施設を整備していくコンセプトというか、そういう考えで今年度は進めていきたいというふうに思っています。

（中野）すると、再度確認しますが、中央公民館エリアのほうは全く諦めたのではなくて、中央公民館エリアと、それから今度第二庁舎跡も含めて調査をするのだということですが、確認ですが、そういうことでいいのかどうかということと、もう一つは、これめどはどの程度を持ってやるのですか。たまたま今回令和2年度の予算で595万であります。これについて実際めど、調査について、どの程度期間をかけてやるか。その出た結果と中央公民館エリアとの整合性をどうやっていくのかということについての絵はいつ頃出すのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）中央公民館エリアと第二庁舎跡、今年度の当然結果をもって、どちらでどういった形でどういった手法で整備していくかというのは方向性を決めていくのですけれども、期間等のめどにつきましても、まだ現段階ではいつ事業化というのは決まっておられませんけれども、施設、今の中央公民館や児童センターについても老朽化がかなり進んでおりますので、できる限り早く方向性というのは出していきたいというふうに思っています。

(中野) やはり今総合政策課長答弁ありましたように、私はある程度第二庁舎跡の民間活用についてもきちっとやっぱり調査に何年かけるというようなめどをきちっと持って、その上で、そのめどを持って、そしてこれまでやってきた中央公民館エリアとの整合性を含めて全体的にどういうバランスを持ってやっていくのかというのを、早く絵を描かないと、私やっぱりこれ何をやっているのだろうというふうにししか我々見えないので、やっぱり絵はきちっと出す、早く出してほしいのです。そうしないと、将来のやっぱり中央公民館エリア、第二庁舎エリアがどういう活動をしていくのかということ。確かに中央公民館のほうは老朽化していますから、みんな。そんなことを含めて、早くやっぱり納期を決めて、そして両方のエリアの絵を描くというようなことをしてほしいのですが、いかがですか、めどというのはやっぱり持つべきだということについて。

(市長政策室参事兼総合政策課長) やはりちょっとワークショップを開催したりとか、あるいはモデルプランの作成、またかなり、20から30という事業者にはアヒリングを行ったりということを行いますので、どうしても委託の期間のほうがかかります。ただ、できる限り早く方向性というのを出示して、あとはモデルプラン等お示しできればというふうに思っています。

(中野) それでは、この件についてはここでとどめますけれども、次に財政調整基金について。私が聞きたいことはもう専任者聞いているので、もう分かりました。ただ聞きたいのは、少なくとも当初予算、令和2年度はたしか10億だったでしょう。それで、その後補正1号、2号、今回3号でやって、結局トータルとして16億2,000万か。1億9,000万を入れて16億2,000万という中で、先ほどの答弁から残高10億3,000万だというふうに聞きました。聞きたかったことが出た。なおかつその答弁の中で、令和2年度末にはやはり令和3年度予算を立てるということを含めて、最低でも25億ぐらいが必要だということも出てきました。そうすると、あと15億ぐらいどうするのだと出ました、令和2年度の決算。もう一つは、正式な名称は忘れましたが、国

の臨時地方交付金だったかな。正式名称はちょっと定かではありませんが、などを充てるというような話が答弁がありました。

そこで伺いたいのは、今日段階で令和2年度の決算における歳入歳出の見込みをどのぐらい組んでいるのか。今現在、令和2年度の歳入、歳出、差し引きどの程度の残金を見込んでいるのか。このことが、一つは私は財政調整基金を執行部が25億最低でも必要だということであれば、そこがメインになってくると私は思っているのです。今現在どの程度を見込んでいるか、ちょっとお聞きしたいのですが。

（財政課長）今中野委員さんのご質問なのですが、令和2年。元年度決算でよろしいでしょうか。

（中野）ごめんなさい。はい、元年度です。

（財政課長）そうしましたら、令和元年度の一般会計の決算剰余金ということでお答えをさせていただきますと、純粹に形式的な収支、歳入から歳出を除いたものに関しては約17億、18億をちょっと欠けるぐらいかなと思っております。そのほかに、それから来年度に繰り越す一般財源を除きました純繰越金、実質収支ですね、そちらのほうは恐らく17億をちょっと欠けるぐらい、16億七、八千万円程度というふうには見込んでおります。

（中野）今のは当然一般会計だけの話だと思うので、今聞いたところによると、令和元年度の決算の実質収支が大体16から17というふうに聞いておりますので、そうなると、執行部が言うように25億ぐらい必要だという点はある意味不可能な数字ではないというふうに今聞いたので安心しましたけれども、それはそれで私はこの件については終わりたいと思います。

最後、くだらない質問というか、ちょっと低次元な質問なのですが、先ほどあった中で、空気清浄機の話です。これ私4台というのは、議会事務局が2台なのです。それで、同じものであれば、この予算だったら4台だというのはすぐ計算できたのだけれども、今どこに置くのだと聞こうと思ったら、新庁舎にということが先ほどの前任者の答弁でございました。本庁舎に置かない理由は何なのかということ



お聞きしたいのです。

（財務部参事兼資産管理課長）今回の設置した空気清浄機につきましては、まず来庁者が一番多いところを優先的にという考え方に基づいて、新館の1階に設置したものでございます。また、新型コロナウイルス、これについては換気も重要だとうたわれる中、この空気清浄機のみならず、冷暖房もかけますが、換気も行いながら全庁的に対策という考え方に基づいて、今回は新館の1階に設置をさせていただいたというものでございます。

以上です。

（中野）今の答弁、私もそうではないかと思ってはいたのです、来庁者ね。しかし、本庁舎でもやっぱり来庁者がある部署があるわけでしょう、人数の比は違ったにせよ。そういうふうに考えると、例えば同じ市民のところにも例の自治、1階の……自治何課だけ。

（振興課の声あり）

（中野）自治振興課ね。あそこ1階でしょう。あそこだって人来るし、3階の教育委員会にも結構人が訪れる。というようなことを考えたとき、今だったら4台ですけれども、今後、コロナが終息するとは思えないのですが、今後ここの本庁舎のそうした来庁者が見えるようなところについて台数を増やしていくというようなことを考えているのかどうか、それだけちょっと最後伺っておきたいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）新型コロナウイルスにつきましては、我々も全く経験したことがないというような状況でございますが、まずは先ほど答弁したように、一番お客様が多いところに入れさせていただきました。今後につきましては、この新型コロナウイルスの状況、このあたりを鑑みただ中で検討はする必要があるというふうには考えております。

以上です。

（坂本（国））大体前任者に聞いていただいてしまっただけなんですけど、11ページの民間資金等活用事業調査費補助金、そして歳出のほうで17ページ、鴻巣地区複合施設整備研究事業のところですけども、

この調査費補助金、全国でも25しか受けられていなくて、埼玉県では鴻巣市のみということで、この補助金を受けることができるようになった経緯とか、受けていこうとしようとした、その辺の経緯というのはどんなだったか、ちょっと教えてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）昨年度実施した中央公民館エリアの導入可能性調査でも同じ補助金のほうを使っておりまして、実施状況ということで一度内閣府の方が来ていろいろヒアリングをした結果、現状をお話しして、来年度第二庁舎跡のほうも今検討をしたいという話をしたところ、そちらも補助事業の対象になるのではないかというような話をいただいて、それから申請のほうをさせてもらって採択されて、元年度の補正、国のほうは元年度予算の繰越しで補正という形なのですけれども、活用させていただいたというような経緯になっております。

（坂本（国））ちょっと要望になってしまうのですけれども、今後こういう補助金等、国の補助金、県の補助金等アンテナを高くしていただけたらと思います、いかがでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）できる限りアンテナを高くして、活用できるものは最大限活用していきたいというふうに思います。

（坂本（晃））私は質問項目出していなかったのだけれども、今まで聞いている中で、関連で総合政策課長のほうにちょっとお聞きしたい。先ほどの説明で私の理解が悪いのかもしれないけれども、まずは今までは中央公民館エリアをやってきたけれども、交通アクセスの問題があって、PFIとかそういうものの導入がちょっと難しいという形になったと。そこで今度は第二庁舎をやるということ、そのの研究を始めるということになる、そういう話だったと思うのだけれども、向こうをやるためにこっちの第二庁舎のほうを、要は試しではないけれどもそれをやって、次に向こうをやるような感覚で聞いていたのです、最初は。そっちのまずは調査をしたけれども、中央公民館エリアはまずは今までやってきたけれども、ちょっと問題が出てきたけれども、すぐはできないと。だけれども、こっちの第二庁舎のほうの跡地もや

らなくてはならない。こっちをまずやって、いろいろ研究して、その結果として中央公民館のほうにこれを生かしていくのだというふうに聞いたのです。さっきそういうふうに聞いた。そうしたら、そうではないのかな。今後、中央公民館エリアという、これで今回一回止まるということなのかな。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、中央公民館エリアか第二庁舎跡かということ、どちらかで恐らく実施していく形になると思うのですが、どのような施設かというのは総合的にやっぱり今年度の委託の結果を見て判断していきます。あと、止めるのかということなのですが、現在の形で公民館と児童センターというのは引き続きそのまま開館している中で研究を進めていく。中央公民館であれば、当然建て替えという形になるので一旦休館するような形になりますし、第二庁舎であれば、第二庁舎のほうに建設して、そのタイミングで移るといような流れになるかなというふうに思います。

（坂本（晃））今まで聞いてきた中央公民館エリアの整備の方針だと、物すごく規模大きかったわけだ。全然違うと思うのだ、第二庁舎の跡地のやり方とは。すると、今のこういう社会状況の中で、本当にさっきの財調もだんだん減ってくるような中で、本当に中央公民館エリアをあれだけの規模でやっていけるのかどうかとまず最初心配していたのです。やっぱりそこまでの必要はないのではないかなと。でも、今回は、まずは第二庁舎のほうをやってみて、どっちが最初にできるかわからないけれども、そういう比較をするようなことも今言っていたから、それでもいいと思うのだけれども、私はなるべく必要な、本当に必要なことからやっていってもらって、要らないものはもうやめていくという、そういう時代ではないかなと思っているのです。やっぱりその辺を少し執行部の中でしっかりと検討してもらいたい。よろしくをお願いします。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（なし）

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 1点です。鴻巣地区複合施設整備研究事業の財源として、民間資金等活用事業調査費として補助金として計上されています。この経緯について、中央公民館エリアの再編事業の中で車のアクセスに問題があるということがあったというふうに説明されましたが、あそここのエリアは最初から駐車場が狭くて大変なことは、あえて民間に調査依頼しなくたって明らかなことだったのです。だけれども、750万円以上、何年かかけてやったわけですけれども、そういう点から言うと、公共施設の在り方そのものがちゃんとした基本的な考え方に基づいてやる必要があります、民間資金の活用をやることそのものに時代の趨勢に合わないというふうに指摘し、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告等の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前 11 時 23 分)